

厚生労働省発保 1011 第 1 号  
令和 5 年 10 月 11 日

中央社会保険医療協議会  
会 長 小 塩 隆 士 殿

厚生労働大臣  
武 見 敬 三

### 諮 問 書

(指定訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認の導入の義務付けその他オンライン資格確認の用途拡大に伴う対応並びに保険医療機関及び保険薬局におけるオンライン請求の推進に伴う所要の見直しについて)

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 82 条第 1 項、第 92 条第 3 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 59 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項（船員保険法第 54 条第 2 項に規定する定めに係る部分に限る。）、船員保険法第 65 条第 12 項において準用する健康保険法第 92 条第 3 項（船員保険法第 65 条第 10 項に規定する定めに係る部分に限る。）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 46 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項、国民健康保険法第 54 条の 2 第 12 項において準用する健康保険法第 92 条第 3 項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項及び第 79 条第 3 項の規定に基づき、指定訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認の導入の義務付けその他オンライン資格確認の用途拡大に伴う対応並びに保険医療機関及び保険薬局におけるオンライン請求の推進に伴う所要の見直しについて、貴会の意見を求めます。

なお、答申に当たっては、別紙 1「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）、別紙 2「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）、別紙 3「オンライン資格確認等について」（令和 5 年 9 月 29 日第 168 回社会保障審議会医療保険部会資料 1）及び別紙 4「オンライン資格確認等について」（令和 5 年 9 月 7 日第 167 回社会保障審議会医療保険部会資料 1）に基づき行っていただくよう求めます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）（抄）

#### 第 4 章 中長期の経済財政運営

##### 2. 持続可能な社会保障制度の構築

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

・・・

医療DX推進本部において策定した工程表<sup>254</sup>に基づき、医療DXの推進に向けた取組について必要な支援を行いつつ政府を挙げて確実に実現する。マイナンバーカードによるオンライン資格確認の用途拡大や正確なデータ登録の取組を進め、2024 年秋に健康保険証を廃止する。・・・

---

254 「医療DXの推進に関する工程表」（令和 5 年 6 月 2 日医療DX推進本部決定）。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）（抄）

第 3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

第 3-2 各分野における基本的な施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(3) マイナンバーカードの普及及び利用の推進

① マイナンバーカードの健康保険証との一体化に向けた取組

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、2024 年（令和 6 年）秋の健康保険証の廃止に向け、訪問診療・訪問看護等、柔道整復師・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師の施術所等でのオンライン資格確認の構築、マイナンバーカードの機能の搭載によるスマートフォンでの健康保険証利用の仕組みの導入等の取組を進める。また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の取りまとめを踏まえ、マイナンバーカードの申請環境や交付体制の整備に向けた取組を行う。

・・・

「オンライン資格確認等について」（令和 5 年 9 月 29 日第 168 回社会保障審議会医療保険部会資料 1）（抄）

1. 訪問看護におけるオンライン請求・オンライン資格確認の導入について

訪問看護レセプトのオンライン請求・オンライン資格確認

2. オンライン請求・オンライン資格確認の義務化・経過措置

（略）

- ・ 訪問看護事業所にオンライン資格確認を義務化（省令改正・令和 6 年秋（保険証廃止時期）施行予定）

※ 経過措置：システム整備中、ネットワーク環境、改築工事、廃止・休止、その他特に困難な事情

2. 訪問診療等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）について

居宅同意取得型

訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み案（概要）

- 初回訪問時のマイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報等の提供に関する同意は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
- 訪問診療等では医療関係者が患者宅等を訪問することから、患者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、2回目以降は、当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、医療機関等において再照会機能（※）を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。

※ あらかじめ医療機関等において、初回にマイナンバーカードの本人確認により取得した患者の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能。

（参考）居宅同意取得型における再照会機能と同意登録について

資格照会（再照会機能）

（略）

※資格確認方法としての再照会の法令上の位置づけについて検討を行う。

「オンライン資格確認等について」（令和5年9月7日第167回社会保障審議会医療保険部会資料1）（抄）

2. オンライン請求の推進に伴う対応

オンライン請求の推進に伴う所要の見直し（案）（オンライン資格確認関係）

- ・保険医療機関・薬局におけるオンライン資格確認導入の原則義務化については、現在紙レセプトでの請求が認められているもの（※1）を例外としている。  
（※1）電子請求の義務化時点で65歳以上（77歳以上程度の医師等）・手書き請求
- ・レセプトの請求方法については、「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」に基づき、請求命令（昭和51年厚生省令第36号）の改正を行い、紙レセプトでの請求について、経過的な取扱いであることを明記し、令和6年4月以降も継続する場合には、改めての届出を求めることとしている。令和6年4月以降は、こうした届出を行った保険医療機関・薬局が「紙レセプトでの請求が認められているもの」となる。
- ・保険医療機関・薬局におけるオンライン資格確認導入の原則義務化の例外の対象についても同様とする（※2）。  
（※2）引き続き、「紙レセプトでの請求が認められているもの」が原則義務化の例外となる。